

BLUE FLAG 東北シンポジウム in 南三陸町



日時 10月16日(金) 午後1時～4時50分
場所 南三陸町スポーツ交流村 (ベイサイドアリーナ)

海の国際環境認証「ブルーフラッグ」をテーマに、東北地域における持続可能な沿岸域の活用と地域活性化の推進を目的として開催します。

ブルーフラッグは、国際NGOであるFEE（国際環境教育基金）が運営する世界で最も歴史のある国際環境認証制度であり、現在、世界53カ国・5,274カ所が認証を取得しています。日本国内では12の海水浴場が認証を受けており、そのうち5カ所が東北地方（宮城県・岩手県）に位置しています。

本シンポジウムでは、これらのブルーフラッグ関係者が南三陸町に集い、基調講演、事例発表、パネルディスカッションなどを通じて、ブルーフラッグの課題や成功事例を共有し、海を活かした持続可能な地域づくりの方策について議論します。

さらに、未来を担う若い世代とともに地域の将来像を考える機会とし、東北地方におけるブルーフラッグの認知度向上と住民参加型のブルーフラッグ運動の機運醸成を図るとともに、東北の豊かな自然や文化の魅力を国内外に発信することを目指します。

内容

- 13:00 【開会】
13:10 【ビデオメッセージ】 Johann Durand 氏 (FEE International Blue Flag Director)
13:20 【説明】 高山 傑氏 (一般社団法人JARTA 代表理事)
13:25 【第1部】基調講演
・海津 ゆりえ氏 (文教大学国際学部 教授)
13:50 【第2部】東北地域のブルーフラッグ事例発表
・千葉 啓 (南三陸町長)
・佐々木 拓氏 (陸前高田市市長)
・平野 公三氏 (大槌町長)
14:45 【第3部】南三陸町自然環境活用センターによる研究活動発表ほか
15:30 【第4部】パネルディスカッション
16:25 【東北ブルーフラッグ・アライアンス宣言】
16:50 【閉会】



海津ゆりえ氏 千葉 啓 佐々木 拓氏 平野 公三氏

翌日はエクスカーショ開催！

日時：10月17日(土) 午前9時～正午
コース：①南三陸町を巡るコース ②陸前高田市を巡るコース

QRコードから
申し込みください



参加料 無料 (シンポジウムおよびエクスカーショ)

☎ 商工観光課 観光振興係 ☎46-1385

弦楽四重奏 アンサンブルコンサート

仙台フィルハーモニー管弦楽団



チェロ
中村 隆人

ヴァイオリン
小野 英駿

ヴィオラ
御供 和江

ヴァイオリン
工藤 崇

整理券配布場所

平日及び土・日・祝…ベイサイドアリーナ、生涯学習センター(志津川公民館・図書館)
平日のみ…戸倉公民館、入谷公民館、歌津公民館

☎ 教育委員会事務局 (生涯学習係) ☎46-2604

主催：宮城県教育委員会・南三陸町・南三陸町教育委員会

令和8年度宮城県地方音楽会

9/6(日)

13:30 開場 14:00 開演

仙台89ERSベイサイドアリーナ
(南三陸町総合体育館)
文化交流ホール

入場無料

【全席自由】

※整理券が
必要です



南三陸町就労奨励金申請のお知らせ

町では、町内中小企業の労働力確保のため、町内の中小企業などへ就業した新規学卒者およびU・Iターン者が一定期間継続して雇用された場合に就労奨励金を支給します。

◆対象者

- ・**新規学卒者** 町内の中学校または、南三陸高等学校を卒業した人で、学校の教育課程または、訓練課程終了後3カ月以内に事業者に雇用され、その雇用された日から引き続き町内に住所を有する人
- ・**Uターン者** 一度町内に住所を有した人で、転出から1年を経過した後に転入し、転入後3カ月以内に事業者に雇用されかつ、事業者に雇用された日において50歳以下の人。
- ・**Iターン者** 過去において町内に一度も住所を有していなかった人で、新たに南三陸町に転入し、転入後3カ月以内に事業者に雇用されかつ、事業者に雇用された日において50歳以下の人。

※転出もしくは転入が同一の事業所施設等における転勤に起因する場合または、事業主もしくは取締役と2親等以内の親族関係にある人を除きます。

※いずれも住所が南三陸町にあることが条件です。

※地域おこし協力隊は、町から事業者に対して雇用経費を補助していることから、対象となりません。

◆**雇用条件** 常労働者（雇用期間の定めのない労働者または1年以上の雇用が見込まれる人で、1週間の所定労働時間を30時間以上として雇用された人）として6カ月以上雇用されている人

◆支給額

奨励金の種類	支給額
就労奨励金 (6カ月以上雇用された人)	20万円
継続奨励金 (雇用開始から18カ月以上雇用された人)	10万円

※下記申請期限を過ぎた場合の支給はできません。申請期限内に申請をお願いします。

◆申請期限

雇用された日から起算して6カ月または18カ月を経過する日の属する年度の末日まで

例①：令和8年4月1日に雇用された人
→申請期間は令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

例②：令和7年4月1日に雇用された人
→申請期間は令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

◆申請に必要な書類

- ①申請書
 - ②雇用保険被保険者資格取得など確認通知書の写し
 - ③新規学卒者は住民票、Uターン者またはIターン者は戸籍の附票の写し
 - ④雇用契約書または雇用通知書の写し
 - ⑤出勤簿（申請日までの直近のもの）の写しまたはこれに代わるもの
 - ⑥新規学卒者の人は直近に終了した学校の卒業証書および中学校の卒業証書写しまたは、これに代わるもの
 - ⑦完納証明書
 - ⑧振込用口座通帳のコピー
- ※①の申請書は、商工観光課に備え付けのほか、ホームページからダウンロードできます。



☎ 商工観光課 商工業立地推進係 ☎46-1385